

## 素案に寄せられた意見に対する市の考え方について

No.	ご意見	市の考え方
<b>福祉避難所について</b>		
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の避難所以外に福祉避難所を設置してください。</li> <li>・地震発災後の初期初動で、一次避難所を経由せずに直接、福祉避難所に避難することを認めてほしい。</li> <li>・手帳等による線引きではなく、本人たち（家族）の申告により入所を認めてほしい。</li> </ul>	<p>市では、災害時要援護者の支援対策として、一般の一次避難所では対応できない要援護者のために、福祉避難所を開設して対応してまいります。</p> <p>発災初期は、要援護者の安否確認や避難するための支援に重点を置くことから、災害時要援護者台帳を配備する一次避難所に避難していただくこととなります。</p> <p>一次避難所では、避難所の一部を区分したり、一部の教室などを福祉避難所として要援護者を受け入れます。</p> <p>その後、さらに支援を必要とする要援護者の状態などを考慮し、指定した福祉避難所での受け入れ体制を整え、要援護者を受け入れることとなります。</p> <p>また、障害の種類や程度によって、さまざまな対応が必要となることから、専門的な対応に依られる施設についても、要援護者の受け入れについて進めてまいります。</p> <p>なお、災害時要援護者台帳登録基準につきましては、避難支援のため一定の基準を定めたものであり、申し出により福祉避難所に入所することは可能です。</p>
<b>避難支援について</b>		
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名前も顔も知らない人に個人情報を提供したくない方のためにも、避難支援計画は、安心登録カードとは別に用意してほしい。</li> <li>・避難支援計画書は、障害者本人と避難支援者が災害時の避難について計画を取りまとめ、行政がそのコピーと台帳を持つ形で管理してほしい。</li> </ul>	<p>発災初期は防災関係機関だけでは避難支援の手立てが極めて不足するため、地域の身近な人たちの活動によって、多くの命が救われたことは事実であり、要援護者に対して数多くの避難支援を実施するためには、平時から要援護者の情報を地域と共有することが重要であると考えております。</p> <p>そのため、市では、地区社会福祉協議会を中心に町会・自治会が連携して取り組んでいる安心登録カードが、浸透してきておりますことから、安心登録カード事業を活用して、要援護者の避難支援を</p>

## 素案に寄せられた意見に対する市の考え方について

		<p>進めてまいります。</p> <p>東日本大震災の発災時においても、実際に安心登録カードを活用した安否確認や避難支援をおこなった町会・自治会も多く存在しております。</p> <p>なお、安心登録カードにつきましては、避難支援計画も取り入れた記載様式に変更してまいります。</p>
避難訓練の実施について		
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者と介助者で行う避難訓練を実施してほしい。</li> <li>・ 一般の避難所に避難するのではなく、直接福祉避難所に避難するための訓練の実施を希望する。</li> </ul>	<p>8月に実施している総合防災訓練は、平成22年度までは市民参加型の訓練として、町会・自治会が企画立案した訓練を調整し、市内の小・中学校等57箇所でおこなってきました。訓練項目の避難訓練では、既に要援護者を想定した車いす・担架を使用した避難や聴覚障害者の方を避難させる訓練を取り入れた訓練会場もありましたが、平成23年度の訓練では、東日本大震災での対応を教訓として、初動期での避難所の運営と災害時備蓄品の検証に重点を置き訓練をおこないました。</p> <p>平成24年度の訓練については、町会・自治会へのアンケート結果なども参考に検討していく考えでありますが、全ての訓練会場において、福祉避難所を取り入れた訓練をおこなうのは難しいと思われるので、訓練会場を限定させていただき、訓練方法や内容について障害者団体等とも相談させていただき、段階的に訓練を取り入れていきたいと思っております。</p> <p>なお、災害時には全ての福祉避難所が開設されるとは限らず、受け入れる体制が整ってから開設されるものですので、直接福祉避難所へ避難する訓練ではなく、基本的には一次避難所から福祉避難所への搬送訓練になると考えられます。</p>